

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(昭和 45 年 10 月 31 日 条例第 11 号)

改正 平成 5 年 8 月 11 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 150,000 千円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 法第 96 条第 1 項第 7 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 20,000 千円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い（土地については、一件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

(規則への委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 8 月 11 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。